

# 日本租借地時代における大連華人の社会的な生活基盤の形成 —大連の華商公議會を中心に—

宋 芳 芳

本稿は、日本租借地時代の大連における華人社会の成立について大連の公議會を中心に解明しようとするものである。

20世紀初頭、大連では大連港の発展に伴い新たな地域社会が形成された。租借地大連における地域社会の形成と展開を明らかにするためには、社会構成の主体である植民者社会と中国人社会をそれぞれ検討する必要がある。

これまでの研究では、大連の植民者社会について論じられることが多く、とくに都市計画や商業活動に焦点をあてて植民地行政側と日本人住民側の動向を明らかにしようとする研究が中心であった<sup>1</sup>。

大連の中国人社会を中心に論じた研究者としてはRobert John Perrinsと松重充浩が挙げられる。Robert John Perrinsは、大連の華人労働者を中心に、華人住民が大連の経済発展に大きな役割を果たしていたことを評価した<sup>2</sup>。松重充浩は大連の華商公議會、大連山東同郷会、大連中華青年会などの大連の華人団体における華人社会のナショナリズムの形成、華人社会と植民地行政側の関係および華人団体内部の関係について検討した<sup>3</sup>。しかし、以上の研究はあくまでも大連の華人社会の成立を前提としてその論議を展開したものである。大連の華人社会の成立過程について論じられた研究はない。よって本稿では、過去の研究成果を踏まえつつ、華人によって作られた大連の公議會を焦点にあてて論を展開する。

まず、選挙権の問題を例に租借地華人の政治的限界を明らかにする。次に大連の公議會を取り上げ、研究史における位置付けを試みる。そして、小崗子華商公議會と西崗華人社会の展開を例に、大連華人の社会的な生活基盤の形成を明らかにし、公議會が大連の華人社会の成立と展開に果たした役割について検討したい。

## 一 租借地華人の選挙権問題

近代日中両国では、欧米の選挙制度が導入された。実際には、選挙そのものの役割は限られていたが、民意を表現する手段としてその意義が重要であった。しかし、租借地内の華人は、中国と租借地の選挙権のどちらも与えられなかった。

## 1 中華民国の選挙権問題

中華民国の国籍であった華人は、租借地内においては中華民国の選挙権がなかった。

1915年の中華民国の国民会議議員選挙の前に、広東の地方官憲は、外国租借地内の中国人にも選挙をさせる意向を広州湾租借地のフランス官憲に伝えた。その際に、フランス公使は日本に關東州租借地において華人選挙の状況を尋ねた。關東都督府の回答によると、關東州内には華人の中華民国選挙権がなかったことがわかる<sup>4</sup>。また、日本政府の正式意見として、「元來租借地内に支那選挙法の如き法律か施行せらるべき限りにあらずは租借地の本質上疑なき一町に属し従て同地を以て支那国民會議議員の如きものの選挙区となし又は其の一部となすか如きは到底我に於て容認し難き次第」<sup>5</sup>として租借地内に中華民国の選挙権の不承認を原則とした。

## 2 大連自治市の選挙権問題

1915年に日本内地の自治制により作られた大連市が発足した後、大連市民としての華人も、選挙権を与えられなかった。40名の市議員のうち、華人は、わずか7名で、しかも何れも官選議員であった。

1932年の關東州内の中国人の政治権利についての国際連盟の満洲事変調査員への報告によると、大連油房公会長の古沢丈作は、「これは試験時代であるからで、もし支那人がこの種の公共事業に有能であり且つ関心を持つことがわかれば支那人議員数は漸次増加することになっています」<sup>6</sup>と弁解していた。

華人の公共事業について、後で具体的な例を通して詳しく検討するが、植民地行政側は、最初から華人に日本人と平等な政治権力を与える考えがなかったといえる。このような考え方は、1927年の大連市制撤廃論争から、間接的に示されていた。

1927年夏、大連の一部の日本人は、大連自治制改革期成同盟会を組織した。彼らは、大連自治制改革意見書を關東長官に提出すると同時に、一般市民にも印刷し配布した。具体的な市政改革意見は、大連市の撤廃、人事と事務の民政署への移管、市の決議機関の諮問機関への変更などである。主なる理由として、「畸形変態」の市制、二重機関、二重課税などが挙げられた。ここでは、最初に挙げられた「畸形変態」の市制を見よう。

自治制度を文化の理想として完全に其の精神を發揮せんには、市民に平等の権利を与へ差別的待遇ある可らず。租借地上に建設したる異族共住の大連市に、數に於て遙かに多き支人を除外しつつ、純然たる内地の自治制を採り入れ、其の運用の完璧を求めんとする事自体已に甚だ矛盾なり。吾人は自治と稱する空疎たる美名に囚はれたるものにして、此の矛盾より脱せざるべからず<sup>7</sup>

すなわち、彼らの狙いは、大連の華人に平等な市民権を与えない大連自治制を撤廃しよう

することにあった。同盟会の榊田憲道は、『満洲日々新聞』で「不自然なる自治制」と題し、自治団体としての大連市の矛盾を批判した。

植民地殊に関東州の如き租借地に於て……然らば邦人のみの自治団体に何故支那議員が参与する必要があるか、この事は何人が考へても、大連市現在の自治団体なるものが日支共同の自治団体なりと認めて居る証拠ではないか、即ち支那人議員如何に少数なりと雖も、彼等が支那市民の利害を代表して居ることは、何人も否定する事の出来ない事実である。そこで次ぎに起るは、支那人にも民選の権利を付与すべしとの議論で、之は純理上に於ては立派に成立つものである。而して現に多くの支那市民の間にこの感情の蟠って居る事は否定出来ない事実である。斯かる否定すべからざる事実を認めながら、何故大連に斯かる不自然なる自治制の存在を必要とするか<sup>8</sup>

このような大連自治制改革期同盟会の市制撤廃論は、決して積極的に大連華人の選挙権について代弁してはいなかった。ただし、彼らにとって、日中共同の自治団体としての大連市では、華人にも選挙権をあたえるのは論理上自然であった。彼らは、このような華人の選挙権・被選挙権なしの現行大連市制の矛盾を解消するために、市制撤廃の意見を提出した。これに対し、現行市制を維持しようとする市会議員側は、市制の矛盾性を否認した。

日本の行政権が完全に行はれて居る関東州内の支那人は台湾の本島人や、朝鮮に於ける朝鮮人の如く国籍を日本に移した民族でなく、他の外国人と區別して民国人と呼んでいるものの、やはり外国人であるから、新領土の朝鮮や台湾と違って関東州には、内地風の自治を実施することが出来ると云ふことになって、法制局でも之を認め、遂に勅令を以て現行市制の公布実施を見たのである。されば最早、支那人のことは問題ではなく、支那人から官選議員を出しているのは一つの特典に過ぎない<sup>9</sup>

結局大連市制は、華人に選挙権のないの状態で保留された。大連市自治の内容を見ると、「僅かに女学校及び市場の経営、並に糞尿汲み取り、浴場、火葬場などの衛生設備に関する事業を監督し、市長以下官吏の俸給その他の予算に関する審議権を有するに過ぎず。内地に於ける自治体とは比較にならぬ小仕事をなすのみで」<sup>10</sup>あるという指摘があった。市議会の7名の華人官選議員の実際の決議権は、このような自治権範囲に限られていた。

以上の検討により、租借地内の華人は、租借地内には中国の選挙権と、市民としての選挙権を両方とも持っていなかったことが明らかになった。租借地内の華人の選挙権問題は、植民地当局統治の不公平性について疑いをさしはさむ余地がない。

選挙権なしの大連華人は、どのように自分の生活を守り、自律的に発展してきたのか。また、華人は、公共事業に「有能であり且つ関心を持つこと」があったのかどうかを検討して

いく。

## 二 大連の華商公議會

租借地の華人社会の成立においてその中心的役割を担ったのは植民地行政側ではなく、地元の華人自治団体であった。華人自治団体こそが、自分たちの社会的な生活基盤の形成に必要な不可欠であった。大連の華人自治団体のうち、華人社会の最も中心的な存在となったのが公議會である。

公議會そのものは大連の華人社会の特有な自治組織ではない<sup>11</sup>。公議會は地域社会のなかで自治権を持ち、社会慈善や道路の整備、消防活動などを担当していた。營口や奉天にも公議會があったが、大連と同様の機能を持っていたことがすでに知られている<sup>12</sup>。

これまでの公議會についての研究では、公議會を地方行政側がなすべき仕事をやむを得ず代行する機関として位置づけられている<sup>13</sup>。しかし、これは義和団時期の營口の公議會のような地域社会がすでに確立していた時の例を引用して分析したものである。つまり、公議會の役割および地域住民の自律性は地方行政側の延長線上にあるとされ、公議會の自律性を過小に評価されていた。しかし、視点を変えれば、地域住民にとって、行政も自らの「生活自治」<sup>14</sup>を実現する一つの手段でもあった。そこで、筆者は大連の華人社会の成立における公議會の役割を、あらためてこの視点から考察する必要があると考え、検討を行うことにした。

1915年以前の小崗子華商公議會は、主にあらたな地域社会が形成されつつも地方行政がまだ確立していない場合の好例であると考えられる。また、1915年以降に変化した公議會と租借地（植民地）地方行政側との関係についても考察する必要があるとし、これらを中心に分析を行った。本稿はこれまでの早期公議會の研究を補足するものであると同時に、これまでの論点に対して修正を促すものである。

大連の公議會は、植民地での自治団体としてほかの地域の公議會と異なる独自性を持っていることを明らかとなった。

まず一つ目の特徴として、租借地大連の公議會は華商の個人レベルでは中国行政側と個人的な関係があったが、組織レベルでは中国の行政側との所属関係がなかったことが挙げられる。大連の公議會は、満鉄附属地の華商公議會・商務会と同じように、日本側の絶対的・排他的行政権下に置かれていた。中国側の商会法に適用しなかったため、20世紀10年代に營口奉天などの公議會が商務会に改称したが、大連の公議會は中国の商会に改組せず、公議會という名称は「満州事変」まで保留された。「満洲国」の建国により、大連華商公議會は1932年10月に大連市商会と改称<sup>15</sup>、小崗子華商公議會が西崗商会へと改称した<sup>16</sup>。

二つ目として大連の公議會は、組織内部事務を処理しながら、選挙権なしの大連華人住民の要求を代言し、租借地の華人社会と自国の中華民国および植民地行政側の間で介在した組織であった。このような仲介的な役割を二つの儀式を例に見ることとする。

1926年の年末には、日本大正天皇の病気が重くなったことが関東州に伝わった。11月24日に大連華商公議会と小崗子華商公議会の両公議会は、天后宮で大正天皇の快癒のために祈る会を開いた<sup>17</sup>。天后宮は、華人の宗教場所としていろいろな伝統行事が行われた。そこで日本天皇のために宗教的な祈る会の意図は、儀式を通して植民地最高統治者への尊敬を植民地行政側に伝えたことであつたと考えられる。大正天皇が亡くなった後、当時関東州内の日本人行政、団体、市民は遙拝式を行った。12月29日に両公議会も自発的に大正天皇の遙拝式を行った<sup>18</sup>。公議会は、このような儀式を通じて、租借地の華人社会と植民地行政側の関係を結びつけたことになる。

一方、両公議会も、儀式を通じ、中華民国の国民という帰属感を示した。1927年の元旦の祝賀会の順序では、四番目は一緒に国旗に三つのお辞儀礼をすることであり、六番目は、酒杯を挙げて一緒に中華民国万歳を三声で歓呼することであつた<sup>19</sup>。

### 三 小崗子華商公議会と西崗華人の社会的な生活基盤の形成

西崗華人社会の生活基盤の形成のために、地域内部の自治団体としての小崗子華商公議会が、重要な役割を果たした。小崗子華商公議会は、単に商人の自治団体ではなく、西崗華人社会の核的な組織として住民の生活を支えながら、西崗華人社会の展開とともに発展してきたものであつた。

以下、公議会の地方自治権を奪われた1915年を基準として前後期に分けて公議会と華人社会の関係を検討する。

#### 1 1915年以前の小崗子華商公議会と西崗華人社会の形成

日本租借地時代の西崗華人社会の形成は、日露戦後の1905年に遡る。関東都督府大連民政署は大連市街の地区計画上、小崗子を華人集居地とし、小崗子村七万八千余坪の地を指定し、中国人商人および労働者(苦力)を移住させた<sup>20</sup>。これは、後日の西崗華人社会の集居区であつた。

植民地の地方行政制度がまだ完備していなかった段階では、華商の公議会は、関東州の地方行政の一環と位置づけられた。

大連、旅順、金州及貔子窩等の各市街には公議会なるものを置き民政署の監督を受けて政令の伝達、人民の諸願届の取扱等を為さしむ公議会には会頭及副会頭を置いて常務を処理し前記記事の外支那商人間に起る各種の案件及商業上の紛議等を処弁し其の費用は商人間の醸出に依りて之を維持す<sup>21</sup>

この報告によれば、公議会は、植民地側が設置した組織であつた認識されるだろう。だが実際には、公議会はすべて華商の自治団体であつた。



当時小崗子公議処と呼ばれた小崗子華商公議会も、1905年に華商が西崗の敷地の申請の手續きの便利を計るために設置された組織であった。

1915年大連市規則の頒布までの小崗子華商公議会は「商民聯合自治制機関」<sup>22</sup>であった。この時期の小崗子華商公議会は、西崗の地方行政を担うため、自治権は強かった。

公議処の下に、四区が設置された。公議処は、各区の事務を管理した。西崗地域の最高地方行政機構と位置づけられる<sup>23</sup>。四区の区長および副区長は、すべて華商であった。

表1 西崗四区の正副区長

	1905年正区長	1905年副区長	1907年正区長	1907年副区長
第一区	梁盡臣（玉成號）	左懷堂（泰來當）	—	—
第二区	王餘堂（德慶昌）	應新亭（天合銀）	—	—
第三区	段榮卿（永興茂）	王子民（公和號）	王子民（公和號）	張綏亭（新昌順）
第四区	徐香圃（天一堂）	韓子豐（增順德）	—	—

注①：大連西崗商会『大連西崗商会三十年沿革史』（1938年12月1日発行、非売品）5、6頁により整理作成。

注②：—は、変動なし。

公議処時代、西崗華人社会の草創期の公共生活の形成のため、公共事業の基盤を作った。公議処は土地の代理受領のほか、五十坪ごとに四円の自治費を徴収し、初期のインフラを整備し始めた<sup>24</sup>。

蘇貴亭初代公議処総代時期には、八個の公共井戸が掘られた。西崗東南の第二区に四百坪の敷地に西崗子病院が建設され、貧民の救済が行われた。第四区内に衛生事務所が設置され、道路の掃除が管理された。十二処の公共便所が作られた。そのほか、道路の修繕や、溝渠の浚い、警察官官舎の請負などいろいろな事業に取り組んだ<sup>25</sup>。

1907年3月からの段榮卿二代総代の時期には、西崗街にただ一つの警察派出所しかなく、地域の治安には足りなかった。この状況に鑑み、公議処は、治安を担当した。植民地当局の許可を得て、公議処は、会費で巡査八名を募集し、夜も昼も休まずにパトロールした。

しかし、植民地当局側の統治体制の完備とともに、小崗子華商公議会の自治権は次第に奪われた。小崗子華商公議会が、公議処から公議会へ改称したのは、植民地行政側と衝突の結果であった。

1908年5月に植民地当局は、小崗子警察官吏派出所を西崗に設置した。職権をめぐって公議処と小崗子警察署は対立した。警察署が公議処の会務に干渉した結果、段榮卿総代をはじめ、副総代、役員及び四区の正副区長は、全員辞職した。小崗子警察署は、福興公の劉金谷を任命し、会務を代理させたが、10月に西崗の華商は、会務の立ち直しのために自ら協商会を開き、公議処を小崗子華商公議会に改称し、新たな会長を選挙した。華商を付けたのは、日本人商人と区別するためであった<sup>26</sup>。

1910年代には、小崗子華商公議会は西崗消防問題と西崗北海海岸の棧橋問題を中心に取扱った。

まず、西崗消防問題である。植民地行政側が担当すべく消防という公共事業は、西崗地域の需要を満たさなかった。大連民政署の消防屯は、街の裏で遠いので、火災のときに、間に合わなかった。住民の生活を守るために、1908年に、公議会と西崗の華商と協議した結果、自ら消防会を組織した。消防機材は、公議会より提供された。消防員は、有力な華商全員であった。火災のときに、全員が火災の現場に駆けつけ、消防することになった。しかし、このようなやり方は、有効ではなかった。1914年の秋から、公議会は消防員十名を募集した。副会長の徐香圃は、消防会長となり、毎日消防規定に基づいて演習した。火災のときに、消防会長は現場で消火活動を監督した<sup>27</sup>。このような自発的な消防会の活動は、1920年代に小崗子警察署が正式に消防屯を設置するまで続けられた<sup>28</sup>。

次に西崗北海海岸の棧橋問題をみよう。小崗子北海海岸は浅いので、ジャンクが岸につけなかった。積み卸しの貨物は、よく濡れたり傷ついたりしたので、華商はよく重大な損失をうけた。それを解決するために、公議会は、1915年の春に、会費で西崗北海海岸棧橋を築造した<sup>29</sup>。

要するに、地方行政の公権力が正式に成立する前の地域社会において小崗子華商公議会は、地方自治権をもった商民自治の組織として、初期の西崗華人住民の生活基盤を定めた。

## 2 1915年以降の小崗子華商公議会と西崗華人社会の展開

1915年大連市制が実施され、区が公議会から市役所に移管され、公議会が所管した行政権力が市に奪われた。商民分治した後の小崗子華商公議会は、純粋な華商の自治団体となった<sup>30</sup>。しかし、華人の選挙権なしの現状では、小崗子華商公議会は、華商だけではなく西崗の華人住民の代弁者でもあった。

1920年代は、西崗華人社会が急激に展開していった時代であった。その急成長に伴い商業施設・生活インフラ・公共機構の遅れ問題が顕在化した。華人住民と植民地行政側のパイプとしての小崗子華商公議会は、積極的に対応し、華商の経済生活を支えながら、西崗華人社会の展開をバックアップした。

以下は、華商と一般住民のニーズに応じた公議会の活動を分けて検討しよう。

### (1) 華商の経済生活を支える公議会活動

商人自治組織としての小崗子華商公議会は、まず、商人の経済生活が円滑に行えるよう、いろいろ請願活動を行った。

まず、西崗に貨車駅の開設と倉庫の設置が急務となった。1926年には、小崗子華商公議会の管理範囲としての西崗街および工業地域には、油坊業が急成長し、油坊業者数は30余軒に増えた。しかし、油坊業者にとって、運送費がかかった。馬車で西崗から埠頭まで、大豆・豆粕・豆油の運送費用は、大連市内の油坊の運送費の2倍以上であった。小崗子で貨車駅の増設と貨物倉庫の建造などが、各油坊業者の要望となった。それに応じ、公議会は、満鉄と

協議した結果、1927年4月1日、小崗子駅が開設された<sup>31</sup>。小崗子駅の開設に伴い、銀行小切手問題が浮上した。小崗子駅の駅長は、各油坊の使った小切手が偽物ではないかを理由に、小切手の収納を拒否した。公議会が保証して、捺印保証の形で、問題を解決させた<sup>32</sup>。

また、海関の小崗子監視所の設置、西崗商民戸別割改訂問題、大連特産取引所民営問題など、警務署への行商人露天許可申請など、商人の関心問題をめぐって請願活動が行われた<sup>33</sup>。

## (2) 華人社会の展開をバックアップする商会の活動

西崗華人社会の急激な成長の結果、西崗の既存のインフラと公共機関は、すでに一般住民生活の需要に満たない状況になった。ここでは、道路問題と街灯問題をインフラの整備問題として取り上げる。次に郵便所と警察署の昇格を公共機構問題として取り上げる。華人社会の急速な展開と既存の社会的生活の基盤の間の矛盾とその解消を通して、植民地行政側の限界性と小崗子華商公議会の自律性を提示する。

### ① インフラの整備

#### A 道路問題

植民地当局は、大連都市計画内のインフラの整備について積極的であった。例えば、大連管内小崗子、周水子間道路内暗渠及張石溝新設工事については、木工事は小崗子公議会議長及沙河口会長に特命契約で請負施行した<sup>34</sup>。

しかし、西崗華人地域内部の道路の整備については消極的であった。1927年3月11日付の『泰東日報』では、「泥海化之小岗区」と題として、雪と雨が降った後の小崗子道路の泥濘問題を取扱った<sup>35</sup>。3月16日付の「汚穢如泥海之小崗子街道問題 市當局漠不關心」で、小崗子道路問題の歴史的な成因をたどった。この記事によると、日本植民地当局は、華人を小崗子街に集居させた時に、街の建設計画を全くつくらなかった。街が発展した後も、当局は改造や改良のことに一切無関心であった。大連市の膨張につれて、小崗子は大連市の中心地帯となったが、市行政は終始冷ややかであった。市当局の無関心を批判しながら、華商の市議員に対しても、一言の提議もしなかったことについて批判した<sup>36</sup>。5月5日付の「小崗子道路太壞 官庁置于度外耶」に、吉田小崗子署保安主任<sup>37</sup>の発言が掲載されている。吉田保安主任によると、小崗子一帯は、中国人の人口が一番多かった。中国人はおとなしく、官庁の施設に不服を唱えるところがなかった。しかし、新思想家からみれば、非難の聲が避けられなかった。それは、皆は納税したのに、居住地が平等に取扱われなかったからであった。大連市は、旧大連市と沙河口の建設に関心をもっていたが、小岗区には気かけなかった。吉田は、何度も土木課と交渉したが、予算なしを理由に拒否されたという<sup>38</sup>。

1928年に小崗子華商公議会は西崗の住民を代表し、道路をつくるために当局に割当金を申請したが失敗した。公議会は自ら募金して道路をつくることにした。大連華商公議会の



張本政会長の斡旋で、ようやく1931年に植民地当局の許可を得て、西崗の一番賑やかなところに南北方向の大街（現在、新開路）を築くことになった。公議会は補助金を出し、道路両辺の現住の住民を引越しさせ、古い建物を取り除き、新しい建物を建てた<sup>39</sup>。

1933年の夏に新開大街が竣工した。その後、西崗商会に改称した小崗子華商公議会は、夜店の開設について再び関東庁に申請した。かつて小崗子華商公議会議時代の1929年に関東庁に大龍街一帯の夜店の設置を請願したことがあった。そのときの理由として、大連市内浪速町と沙河口には夜店があるものの、大連市の中心部であった西崗にはなかったことである。しかし、関東庁側は、大龍街の狭さを理由として認めなかった<sup>40</sup>。1933年には、ようやく新築の新開大街で夜店の開設の許可を貰った。西崗商会には夜店開設に関する事務を処理する夜店事務所を設置した。

## B 街灯問題

1920年代の西崗では、街灯も問題となった。1927年に小崗子警察署管内の街灯数は80余个で、大連市内の376個の2割に過ぎなかった。小崗子警察署は、街灯の増設を市役所当局に請求しようとした<sup>41</sup>。ちょうど1927年度から、大連市の電気事業は、満鉄の運営事業から独立し、大連市に接収管理された。しかし、市は財政困難を理由に、全市には920個の増設すべき街灯数のうち、200個しか増設しなかった<sup>42</sup>。小崗子で街灯の増設は、困難となった。

1933年に西崗商会は、夜店開設にあたって、満洲電気会社と交渉し、新開大街の両辺で街灯を取り付け、すべての店に電燈を取り付けることになった<sup>43</sup>。

## ②公共機構の昇格

道路街灯などインフラだけではなく、植民地当局の公共機構の設置も低いレベルに止まり、住民の生活需要に適應できなかった。郵便所と警察署の昇格問題を例として詳しく検討しよう。

### A 大連小崗子郵便所の昇格問題

西崗の唯一の郵便所は、1910年5月1日に設置された小崗子郵便所であった。1933年までに、大連管内に小崗子郵便所と同時に設置された七箇所の郵便所のうち、六箇所はすでに郵便局に昇格した。しかし、小崗子郵便所は、1920年6月16日に大連小崗子郵便所と名称を改称しただけであった<sup>44</sup>。

表2 小崗子郵便所取扱郵便物

小崗子	郵便						電信				
	通常郵便物			小包郵便物			電報通数		中継信		
	引受	配達	合計	引受	配達	合計	内国電報	外国電報	内国	外国	合計
							発着計	発着計			
1910年	3,151	-	3,151	465	65	520	9,104	3,093	8	17	25
1915年	3,542	3	3,545	2,260	150	2,410	16,556	2,695			152
1920年	13,139	1,404	14,543	5,849	607	6,456	43,764	2,797	414	13	427
1921年	14,152	153	14,305	6,952	579	7,531	45,376	3,556	406	12	418
1922年	15,463	84	15,547	6,469	619	7,088	49,534	6,240	420	30	450

注：①『関東都督府統計』『関東庁統計』各年度

②1923年から小崗子郵便所レベルの詳細統計データが掲載されていない。

小崗子郵便所の設置から20年にわたって所長を務めたのは、香宗我部操であった。1930年1月15日に「大連小崗子支那人街を担当し特に繁忙」していた香宗我部所長は、慢性腸加答児と半身不随で、「時恰も旧正月を前に年末年始の郵便事務は病氣引籠中の所長は到底事務の万全を期するを得ず」、郵便所長を真山明に譲った<sup>45</sup>。

郵便所には、所長以外に職員は3～4名しか居なかったため、郵便配達は非常に遅かった。市内の郵便局が、小崗子郵便所へ郵便物を取りに行く回数は、毎日二回しかなかった。小崗市民は非常に不便を感じ、小崗子華商公議会へ陳情した。1927年に公議会は、大連通信局桜井学局長と交渉し、小崗子郵便所を小崗子郵便局に昇格させようとしたが<sup>46</sup>実現しなかった。

## B 大連小崗子警察署の昇格問題

郵便所昇格請願の失敗と対称的なのは、警察署昇格の実現であった。

俗称「大衙門」<sup>47</sup>と呼ばれた小崗子警察署は、西崗の華人社会にとって、もっとも密接な関係をもっている植民地行政司法機構であった。

表3 大連小崗子警察署名称と待遇の変遷

年	名称	待遇
1908年5月	小崗子警察官吏派出所	
1921年8月18日	小崗子支署	警部
1922年11月28日	小崗子警務署	警視
1924年12月25日	大連小崗子警察支署	警部
1935年	大連小崗子警察署	警視

注：①関東庁編『関東庁施政二十年史』(上) (関東庁、1926年) (復刻版、原書房、1974年)、274-282頁。

②『旧植民地人事総覧 (関東州編)』各年 (日本図書センター、1997年)。

1930年までの警察署は、いくつかの変遷を経て、警部待遇の警察署に定着した。しかし、警部レベルのままでは、保安・司法・衛生などにおいて、急速に発展してきた西崗地域の需要が満たさない状態であった。西崗より遅く開設した沙河口警察署では、商務居民は西崗の10分の5か6しかいなかったが、1934年に警部待遇の警察署から警視待遇へと昇格した<sup>48</sup>。市議員としての西崗商会の龐会長と周副会長は、小崗子のほかの五名の市議員と一緒に、関東州に小崗子警察署の昇格を請願した<sup>49</sup>。1935年に、小崗子警察署の警視への昇格が実現した<sup>50</sup>。

警察署の昇格は、住民に対する統治強化の面がある。人員と財政予算が限られていた植民地行政側にとって、社会支配の強化において、警察署の配置は、郵便所より優先的なものであったのではないかと考えられる。

一方、警察署は、植民地行政の社会支配の機能のほかに、治安・衛生・消防など公共事業の機能も持っていた。このような公共事業の機能は、「商民聯合自治制機構」時代の公議会も持っていたが、植民地地方行政制度の完備に伴い奪われた。西崗商会の警察署昇格の請願の動機は、西崗華人社会の生活を守るためであったと考えられる。

表4 大連小崗子警察署管内人口数

		日本人				中国人				日中合		
		男	女	合計	割合 (%)	男	女	合計	割合 (%)	男	女	計
小崗子警察官吏派出所	1908年	263	184	447	3.6	10,411	1,665	12,076	96.4	10,674	1,849	12,523
	1909年	30	17	47	3.0	1,183	362	1,545	97.0	1,213	379	1,592
	1910年	49	35	84	4.3	1,362	526	1,888	95.7	1,411	561	1,972
	1911年	51	30	81	4.1	1,321	597	1,918	95.9	1,372	627	1,999
	1912年	74	49	123	6.4	1,295	496	1,791	93.6	1,369	545	1,914
	1913年	79	52	131	4.8	1,758	829	2,587	95.2	1,837	881	2,718
	1914年	91	52	143	5.3	1,772	759	2,531	94.7	1,863	811	2,674
	1915年	102	55	157	4.8	2,125	1,017	3,142	95.2	2,227	1,072	3,299
	1916年	97	58	155	4.0	2,558	1,168	3,726	96.0	2,655	1,226	3,881
	1919年	127	103	230	3.4	4,532	2,050	6,582	96.6	4,659	2,153	6,812
1920年	182	128	310	2.2	10,193	3,380	13,573	97.8	10,375	3,508	13,883	
小崗子支署	1921年	3,621	3,053	6,674	16.6	26,393	7,083	33,476	83.4	30,014	10,136	40,150
	1922年	3,941	3,760	7,701	18.5	26,307	7,660	33,967	81.5	30,248	11,420	41,668
小崗子警務署	1923年	4,265	4,039	8,304	20.0	25,435	7,885	33,320	80.0	29,700	11,924	41,624
	1924年	4,409	4,286	8,695	20.8	24,547	8,516	33,063	79.2	28,956	12,802	41,758
大連小崗子警察支署	1925年	4,639	4,384	9,023	18.6	29,907	9,574	39,481	81.4	34,546	13,958	48,504
	1926年	4,627	4,650	9,277	19.4	28,686	9,950	38,636	80.6	33,313	14,600	47,913
	1927年	4,947	4,732	9,679	18.4	31,559	11,415	42,974	81.6	36,506	16,147	52,653
	1928年	5,149	4,821	9,970	18.0	33,026	12,275	45,301	82.0	38,175	17,096	55,271
	1929年	5,583	5,182	10,765	17.7	35,450	14,569	50,019	82.3	41,033	19,751	60,784
1930年	6,485	5,961	12,446	17.5	42,427	16,171	58,598	82.5	48,912	22,132	71,044	

注：①『関東都督府統計』『関東庁統計』各年。

②データについての説明：日本人に朝鮮人を含む。外国人を含まず。また、小崗子警察署の組織の変遷により、管轄範囲も変わったので、データは、あくまでも人口変動の概況を説明するものである。

## おわりに

本稿では、大連華人社会がどのように社会的な生活基盤をつくりながら、自律的な発展を遂げたかを、小崗子華商公議会と西崗華人社会の展開を通して検討した。

まず、関東州租借地内華人の選挙権問題を考証した。関東州の華人は、中華民国の国籍を持ちながら、関東州では中華民国議会の選挙ができなかった。また、1915年の大連市制の実施とともに、華人は、大連市民として市税を納めながら、市議会の選挙権と被選挙権を与えられなかった。

民意の表現手段としての選挙権を与えられなかった華人にとって、華人の自治団体は、自分たちの社会的な生活基盤の形成に欠くことのできない拠りどころであった。よって次では租借地という特別な政治状況における華人の核心組織としての公議会の役割を検討することの重要性を指摘した。

そして、第三では以上の問題意識を、小崗子華商公議会と西崗華人社会の展開を通して、華人の公共事業に対する関心と才能を検証し、華人社会の生活基盤の形成における植民地行政側の限界性と公議会の自律性を指摘し、大連華人社会の形成における公議会の役割を明らかにした。

西崗の草創期に小崗子華商公議会は地方行政への自治権を持ちながら、社会的な生活基盤を整え始めた。植民地行政側の地方行政制度の完備にともない、小崗子華商公議会の地方行政自治権が奪われた。

しかし、植民地地方行政側が引き受けるインフラ整備や公共機構などは、西崗華人社会の急成長に遅れた。このような西崗における植民地行政側の公共事業の遅れや、郵便所の昇格より警察署の昇格を重視したことは、植民地行政の限界性を示した。

そのため、華人社会と植民地行政側パイプとしての西崗商会は、華商だけではなく華人住民の生活を自律的にバックアップする核心的な組織となった。また、「特典」としての華人官選議員の身分も、華人社会の民意を租借地行政側に伝える方法であった。

## 注：

- 1 越沢明「大連の都市計画史（1898～1945）」（『日中経済協定会会報』134-136号 1984年）。  
N.A.サモイロフ（著）、伊藤友恵〔訳〕「ロシアの大連市統治計画—ロシア国立歴史文書館の資料から」（『環日本海研究年報』第12号 2005年）38頁-44頁。  
柳沢遊『日本人の植民地経験：大連日本人商工業者の歴史』（青木書店1999年）。
- 2 Robert John Perrins *Great connections : the creation of a city, Dalian, 1905-1931. China and Japan on the Liaodong Peninsula* (UMI 1997) (Reprint of the author's thesis (Ph.D.) York University 1996)。
- 3 松重充浩「植民地大連における華人社会の展開——一九二〇年代初頭大連華商団体の活動を中心に」、曾田三郎編著『近代中国と日本：提携と敵対の半世紀』（御茶の水書房、2001年）。  
松重充浩「第一次戦前後における大連の「山東幫」中国人商人」（本庄比佐子編纂『日本の青島占領と山東の社会経済1914-22年』東京：東洋文庫、2006年）。

- 4 「2. 租借地内ニ支那選挙法施行シタキ件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B03041512100 (第463画像目) 外務省記録 (1. 5. 3) 関東州内行政問題関係雑件 (外務省外交史料館)。
- 5 前掲「2. 租借地内ニ支那選挙法施行シタキ件」JACAR: B03041512100 (第0464画像目)。
- 6 「関東州における支那人の生活」『満州日報』1932. 6. 3 - 1932. 6. 5 (昭和7)「新聞記事文庫」生活費問題 (3 - 125)
- 7 「大連市制撤廃の是否」(南満洲鉄道株式会社庶務部調査課:『調査時報』 第八卷第九号 1928年9月25日)、47頁 (総1584頁)。(『復刻版 満鉄調査時報』(第21巻)、不二出版、1987年)
- 8 前掲「大連市制撤廃の是否」、50頁 (総1586頁)。
- 9 前掲「大連市制撤廃の是否」、54頁 (総1591頁)。
- 10 前掲「大連市制撤廃の是否」、49頁 (総1586頁)。
- 11 中国の公議会について研究史の整理は、大野太幹「中国東北における商人団体—公議会から商会へ」(『満鉄附属地華商商務会の研究』 愛知大学 博士学位論文 2006年 第一章第二節②) に詳しい。  
具体的には、以下の研究成果が挙げられる。  
佐々木正哉 「営口商人の研究」(『近代中国研究』(1) 1958年4) 213 - 267頁  
倉橋 正直 「営口の公議会」(『歴史学研究』No.481 1980年6) 18 - 32頁、50頁  
上田 貴子 「樹状組織形成史としてみた奉天総商会の歴史的諸段階」(『近代中国東北地域に於ける華人商工業資本の研究』大阪外国語大学博士学位論文シリーズvol18, 2003年 第6章)  
陳 来幸 「民国初期における商会の改組と商民統合」(『人文論集』 神戸商科大学第33巻第4号 1998年3月) 71 - 97頁  
大野 太幹 『満鉄附属地華商商務会の研究』(愛知大学 博士学位論文 2006年)  
また、大連の公議会の概況は、前掲 松重充浩「植民地大連における華人社会の展開—一九二〇年代初頭大連華商団体の活動を中心に」(110 - 117頁) を参照。ただし、大連華商公議会の成立年について、松重充浩の論文では1900年と書いているが、光緒二十四年 (1898年) の説もある。(「大連における支那側の経済的勢力を観る」『満州日報』1931. 8. 15 - 1931. 8. 19 (昭和6) 神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ 新聞記事文庫 中国 (12 - 048))。
- 12 前掲倉橋正直「営口の公議会」、前掲上田貴子「樹状組織形成史としてみた奉天総商会の歴史的諸段階」。
- 13 仁井田陞『中国の社会とギルド』(岩波書店1951年) 22頁。  
前掲倉橋正直「営口の公議会」、前掲陳来幸「民国初期における商会の改組と商民統合」は、同じ論点を持っている。
- 14 芳井研一『近代日本の地域と自治』(知泉書館 2008年) 4 - 6 頁。
- 15 「9 旬報第二〇号」JACAR: B02031466100 (第0115画像目) 外務省記録A. 5. 3 東庁報告書雑纂 (雑文書ノミヲ収ム) (外務省外交史料館)。
- 16 大連西崗商会『大連西崗商会三十年沿革史』(1938年12月1日発行、非売品) 22頁。
- 17 「本埠華商举办之日皇圣恙早癒祈祷会」(『泰東日報』1926年12月25日 版二)。
- 18 「両公議会举行之大行天皇遙拜式 極其莊嚴」(『泰東日報』1926年12月30日 版二)。
- 19 「両公議会新年団拜式」(『泰東日報』1927年1月1日 版二)。
- 20 「3 関東都督府民政事務成績並管内状況 / 2」JACAR: B03041519100 (第0038画像目) 外務省記録 (1. 5. 3) 関東都督府政況報告並雑報 第一巻 (外務省外交史料館)。
- 21 前掲「3 関東都督府民政事務成績並管内状況 / 2」JACAR: B03041519100 (第0035画像目)。
- 22 大連西崗商会『大連西崗商会三十年沿革史』(1938年12月1日発行、非売品) 9 頁。
- 23 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、5 頁。
- 24 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、5 頁。



- 25 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、5頁。
- 26 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、7頁。
- 27 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、9、10頁。
- 28 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、14頁。
- 29 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、10頁。
- 30 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、9頁。
- 31 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、17頁。  
「小崗子貨物車駅4月1日起開弁」（『泰東日報』1927年3月23日 版二）。
- 32 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、17頁。
- 33 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、18頁。
- 34 関東局文書課編：『関東局施政30年業績調査資料』（大連：滿州日日新聞社（印刷）1937年）611頁。
- 35 「泥海化之小岗区」『泰東日報』（1927年3月11日 版二）。
- 36 「汚穢如泥海之小崗子街道問題 市當局漠不關心」（『泰東日報』1927年3月16日 版二）。
- 37 1927年1月1日現在、小崗子警察署の人事によると、吉田小崗子署保安主任は吉田大吉（警部補）であつたと考えられる。『旧植民地人事総覧（関東州編）』386頁。
- 38 「小崗子道路太壞 官庁置于度外耶」（『泰東日報』1927年5月5日 版二）。
- 39 「新開路的变化」（政協大連市西岗区委員会文史資料委員会：『西岗区文史資料』（第四輯）、1997年）195-198頁。  
「資料拾綴」（政協大連市西岗区委員会文史資料委員会：『西岗区文史資料』（第二輯）、1990年）116頁。
- 40 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、23頁。
- 41 「小崗子増設街灯」『泰東日報』（1927年1月27日 版二）。
- 42 「増設街灯之困難」『泰東日報』（1927年2月25日 版二）。
- 43 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、23頁。
- 44 滿洲通信協会編：『関東通信三十年史』（滿洲通信協会、1936年）138頁、268頁。
- 45 「真山明ヲ関東庁郵便所長ニ再就職追認ノ件」JACAR：A04018492900 内閣・公文雑纂・昭和十三年・第三十五卷・鉄道省・鉄道省、厚生省、朝鮮総督府、台湾総督府、関東局、衆議院（国立公文書館）。  
前掲『関東通信三十年史』、369頁。
- 46 「小崗郵便所須升格 市民頗感不便 公议会拟請愿」（『泰東日報』1927年5月14日 版二）。
- 47 王建华：「日伪时期统治西岗地区的警特机构」（政協大連市西岗区委員会文史資料委員会：『西岗区文史資料』（第四輯）、1997年）113頁。
- 48 「大連沙河口警察署」、『旧植民地人事総覧（関東州編）』（東京：日本図書センター、1997年）483頁。
- 49 前掲『大連西崗商会三十年沿革史』、23、24頁。
- 50 「大連小崗子警察署」前掲『旧植民地人事総覧（関東州編）』、496頁。